特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
17	物価高騰重点支援給付金に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
揖斐川町長は、物価高騰重点支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
揖斐川町長

公表日
令和7年3月18日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ⑴令和5年度 電力・ガス食料品等価格高騰重点支援給付金（追加給付）の支給事務 ⑵令和5年度 物価高騰対応重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯）の支給事務 ⑶令和5年度 物価高騰対応重点支援給付金（低所得の子育て世帯加算給付）の支給事務 ⑷令和6年度新たな住民税非課税世帯等重点支援給付金の支給事務 ⑸令和6年度住民税非課税世帯給付金の支給事務
③システムの名称	臨時給付金システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
臨時給付金システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項別表の 135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令　別表の160の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第162条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部健康福祉課
②所属長の役職名	住民福祉部健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部政策広報課デジタル推進室 〒501-0692　岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133番地　電話0585-22-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	住民福祉部健康福祉課 〒501-0692　岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133番地　電話0585-22-2111
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　基礎項目評価書　]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[　　]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検　[　] 内部監査　[　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策　[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策		[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】		[十分である]　＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	・ 特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・ 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・ 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。 を徹底する運用としている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月9日	②事務の概要	電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり3万円を支給するにあたり次の事務を行う。 給付対象者の抽出、給付金申請書、確認書の作成、送付、受給資格の審査等。	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。)第10条の特定公的給付として指定された「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務	事後	基礎項目評価書の軽微な修正
令和6年1月9日	法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第1第101の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める命令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第1の第101項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 ・公金受取口座登録法第10条	事後	基礎項目評価書の軽微な修正
	評価書名	揖斐川町　電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務　基礎項目評価書	物価高騰重点支援給付金に関する事務　基礎項目評価書	事後	令和6年度非課税世帯給付金事務の追加による
	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金	物価高騰重点支援給付金	事後	令和6年度非課税世帯給付金事務の追加による
	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務	公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務	事後	令和6年度非課税世帯給付金事務の追加による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。）第10条の特定公的給付として指定された「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度 電力・ガス食料品等価格高騰重点支援給付金（追加給付）の支給事務 (2)令和5年度 物価高騰対応重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯）の支給事務 (3)令和5年度 物価高騰対応重点支援給付金（低所得の子育て世帯加算給付）の支給事務 (4)令和6年度新たな住民税非課税世帯等重点支援給付金の支給事務 (5)令和6年度住民税非課税世帯給付金の支給事務	事後	令和6年度非課税世帯給付金事務の追加による
令和7年3月18日	3．個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項、別表第1の第101項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第74条 ・公金受取口座登録法第10条	・番号利用法第9条第1項別表の 135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第74条	事後	令和6年度非課税世帯給付金事務の追加による
	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号、別表第2第121の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4	・番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 別表の160の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第162条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示	事後	令和6年度非課税世帯給付金事務の追加による